**クリーンセンター施設見学動画作成業務委託候補者募集要領**

クリーンセンター（尼崎市立クリーンセンター第２工場及び尼崎市立資源リサイクルセンター）の施設見学については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、令和２年度から令和３年度末まで全面的に中止してきたところである。令和４年度に入り、感染拡大に一定の落着きが見られたことから、令和４年７月から施設見学を再開することとしたものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によっては施設見学を再度中止することも考えられ、先行きが不明瞭な状況となっているところである。

こうしたことから、今後施設見学が中止された場合にあっても実地と同様あるいはそれ以上の体験を提供できるよう、施設や廃棄物処理の紹介といった従来の内容に加え、本市の廃棄物行政に対する理解を深めるとともに、特に本市が重点的に取り組んでいる『ごみの減量化（分別等の徹底）』や『適正な分別排出』を推進することができる内容を盛り込んだ動画を作成しようとするものである。

今般の動画作成にあたっては、実地での見学体験に即したより臨場感のある動画とするため、通常のカメラによる動画に加えて全方位カメラによる動画を作成するなど、最新の技術や専門的な知識が求められるものであるため、優れた技術・知識を有する事業者を特定することができる公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定する。

**１　委託業務名**

クリーンセンター施設見学動画作成業務委託

**２　受託候補者選定方法**

公募型プロポーザル方式

**３　業務内容**

クリーンセンター施設見学動画作成業務委託仕様書のとおりとする。

**４　業務委託期間**

契約締結日から令和5年3月31日まで

**５　提案上限額**

1,460,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

**６　支払条件**

業務完了後、適法な請求を受けた日から30日以内に一括払いとする。

**７　参加資格**

委託業務の実施に必要な能力を有する者で、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

　⑴　尼崎市契約規則（昭和41年尼崎市規則第9号）第4条に定める競争入札参加者有資格者名簿に登載されている者であること。

　⑵　業務を受託した場合に、受託期間中において企画提案書の実施体制に記載されている担当者が該当業務を行うことができ、常に迅速な連絡調整が可能であること。

　⑶　納税義務を履行していること。

　⑷　次の事項に該当しない者であること。

ア　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ　本市から指名停止措置（入札参加停止措置）を受けている者

ウ　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者

エ　自己又は自社の役員等が、次の事項のいずれかに該当する者及び次の事項に掲げる者がその経営に実質的に関与している者

(ｱ) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体

(ｲ) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを主たる目的とする団体

(ｳ) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体

(ｴ) 尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者

(ｵ) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統率の下にある団体

(ｶ) 尼崎市長が代表者又はこれに準ずる地位にある者となっている団体

**８　プロポーザルの手順**

**⑴　主なスケジュール（詳細は別紙1のとおり）**

|  |  |
| --- | --- |
| 質問票の提出期限 | 令和4年11月15日（火）　午後5時00分 |
| 参加表明書等の提出期限 | 令和4年11月30日（水）　午後5時00分 |
| 企画提案書等の提出期限 | 令和4年12月17日（水）　午後5時00分 |
| プレゼンテーションの実施 | 令和4年12月15日（木） |
| 審査結果の決定 | 令和4年12月22日（木） |
| 契約の締結 | 令和4年12月26日（月） |

**⑵　質問票の提出**

本件に関する質問がある場合は、次のとおり質問票を提出すること。

ア　提出物

質問票（様式1）

イ　提出方法

電子メールにより提出すること。なお、質問票によらない質問は受け付けない。

|  |  |
| --- | --- |
| 件名 | 【質問票：会社名】 |
| 電子メールアドレス | ama-clean-dai2@city.amagasaki.hyogo.jp |

ウ　提出期限

令和4年11月15日（火）午後5時00分まで

エ　質問への回答

質問内容とその回答内容を本市ホームページで公表する。なお、質問者に関する情報は公表しない。

**⑶　参加表明書等の提出**

プロポーザルに参加を希望する場合は、次のとおり参加表明書を提出すること。

①　提出物

参加表明書（様式2）

②　提出方法

郵送、または持参により提出すること。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、可能な限り郵送により提出すること。

　ア 郵送の場合

|  |  |
| --- | --- |
| 郵送先 | 〒660-0843尼崎市東海岸町１６－１尼崎市経済環境局環境部クリーンセンター第２工場内第２工場管理担当　宛て |

　イ 持参の場合

|  |  |
| --- | --- |
| 提出先 | 尼崎市立クリーンセンター第２工場受付時間…受付期間中の平日の午前9時00分から午後5時00分まで |

③　提出期限

令和4年11月30日（水）午後5時00分まで

**⑷　企画提案書等の提出**

評価対象となる企画提案書などの書類は、次のとおり提出すること。

1. 提出物

　ア 自治体からの動画作成に関する業務の受託・従事実績（様式3）…8部

※　過去10年間（平成25年度～令和4年度）に事業者が受託、業務主任担当者が従事した実績（委託省庁・自治体名、業務名、業務内容の概要、受託年度）を記載すること。

※　記載した業務を受託した実績があることを確認できる書類も併せて提出すること。

　イ 業務従事者一覧（様式4）…8部

※　業務を受託した場合の従事者について記載すること。なお、業務に関連する資格等の保有者については、当該資格等の保有を証する書類の写しを添付すること。

　ウ 企画提案書（様式任意）…8部

|  |  |
| --- | --- |
| 様式・体裁 | ・A4サイズ、横書き、両面印刷、表紙を含め30ページ（15枚）以内。なお、用紙方向は統一し、ホッチキス留めを行うこと。・表紙には標題「クリーンセンター施設見学動画作成作業務企画提案書」のみを記載すること。 |
| 記載内容 | ・企画提案書の内容については、評価基準（別紙2）に基づきプレゼンテーション時の説明も踏まえたうえで評価を行うため、「評価項目」の欄に記載のある内容については、「評価の視点」の欄の内容を踏まえ、必ず企画提案書で触れること。・評価の公正を期すため、表紙を含む資料中に事業者名等は記載しないこと。 |
| その他 | ・プレゼンテーション資料についてプロジェクターでの投影を希望する参加者については、企画提案書と併せて提出することができることとし（当日の持参も認める）、提出のあった資料については、あらかじめ市側で動作確認を行うこととする。・なお、プレゼンテーション資料については、Microsoft社製のMicrosoft Windows OSのパソコンで、Microsoft社製 PowerPoint2016またはAdobe社製Acrobat Readerで動作するものに限る。 |

　エ 見積書（様式任意）…2部

※　税込み価格と税抜き価格を並記すること。

※　事業全体の見積額が提案上限額を超えていないことを確認すること。

　オ 会社の概要がわかるパンフレットなど（様式任意）…8部

※　参考資料として提出を求めるもので評価対象とはならない。

②　提出方法

郵送、または持参により提出すること。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、可能な限り郵送により提出すること。

　ア 郵送の場合

|  |  |
| --- | --- |
| 郵送先 | 〒660-0843尼崎市東海岸町１６－１尼崎市経済環境局環境部クリーンセンター第２工場内第２工場管理担当　宛て |

　イ 持参の場合

|  |  |
| --- | --- |
| 提出先 | 尼崎市立クリーンセンター第２工場受付時間…受付期間中の平日の午前9時00分から午後5時00分まで |

③　提出期限

令和4年12月7日（水）　午後5時

④　6社以上の参加があった場合

6社以上の参加があった場合には、第1次評価として評価基準（別紙2）などに基づき提出物をあらかじめ評価し、プレゼンテーション参加事業者とする5社を選定する。

この場合の選定結果については、参加表明書の担当者欄にある連絡先に電子メールで通知する。

**⑸　プレゼンテーションの実施**

プレゼンテーションについては、次のとおり行う。

①　プレゼンテーションの概要

|  |  |
| --- | --- |
| 日時・場所 | 令和4年12月15日（木）※時間・場所については、別途通知する。 |
| 内容 | ・新たな資料の提出は不可とし、企画提案書に基づき説明を行う。・説明時間は20分間とし、説明時間が20分間に達した場合には、説明途中であったとしても説明を止めること。・選定委員の疑問に答えるために質問時間を10分間設ける。なお、疑問への回答についてはプレゼンテーションの場における受け答えのみとし、後日の回答や回答の訂正は認めない。・説明は紙面、プロジェクターによる投影のいずれかの方法を基本とする。・評価基準に基づき評価されることを意識し、満遍なく説明を行うことを心がけること。 |
| 出席者 | ・3名以内とする。 |
| その他 | ・プレゼンテーション資料についてプロジェクターでの投影を希望する参加者については、事前に市側に連絡すること（プロジェクター、スクリーンは市側で用意する。パソコンについては希望される場合は発表時に貸与可能）。・プレゼンテーション資料は、Microsoft社製のMicrosoft Windows OSのパソコンで、Microsoft社製 PowerPoint 2016またはAdobe社製Acrobat Readerで動作するものを持参すること。・新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、オンラインでのプレゼンテーションを行う場合がある。なお、その場合にはオンライン会議システム（Zoom）を用いて行う。 |

②　審査

・クリーンセンター施設見学動画作成業務委託候補者選定会議において、評価基準に基づいて審査を行い、得点が最も多い参加者を受託候補者として選定し、2番目に得点が多い参加者を次点受託候補者として選定する。

・参加者が1者の場合であっても会議を開催し、総得点数が満点の50％以上の場合は受託候補者として選定する。

・総得点数が最も多い参加者が2者以上ある場合は、評価基準の「２　企画提案書の内容」の得点数が多い者、「１　事業者・従事者の技術力」の得点数が多い者の順に委託候補者を選定する。それでもなお同点の場合は、選定会議委員の投票により決定する。

**⑹　選定結果の通知・公表**

受託候補者の選定結果については、速やかに電子メールにて通知する。なお、受託候補者名と得点数については、選定後速やかに本市ホームページで公表することとする。

**９　契約**

受託候補者は、本市と仕様などについて協議したうえで、契約を締結する。なお、協議が整わない場合は、次点受託候補者と協議を行い、契約を締結する。

**１０　辞退**

参加表明書の提出後にプロポーザル手続から辞退する場合は、辞退届（様式5）を提出すること。

**１１　その他**

　⑴　評価の経緯や結果に関する異議、質問には一切応じない。

　⑵　郵便や電子メールなどに関する通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。

　⑶　次の要件に該当する場合は、参加者を失格とする。

①　書類の提出方法や提出先、提出期限が本要領の定めに適合しない場合

②　プレゼンテーションに遅参、または欠席した場合

③　提出物に虚偽または重大な誤りがある場合

④　評価の公平性に影響を与える行為があった場合

⑤　その他本要領を遵守しない場合

　⑷　本プロポーザルに関する費用については、すべて事業者の負担とする。

　⑸　提出物は返却しない。

　⑹　提出物は、評価を行うにあたって必要な範囲において複写することがある。

**１２　連絡先**

住　　所　〒660-0843　尼崎市東海岸町16-1

担当部署　尼崎市経済環境局環境部クリーンセンター　第２工場管理担当

担　　当　田村

電話番号　06-6489-1701

E-mail　ama-clean-dai2@city.amagasaki.hyogo.jp